

刑法の一部を改正する法律案要綱

1 日本国国章損壊の罪の新設

日本国に対して侮辱を加える目的で、日本国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。（第九十四条の二関係）

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。（附則関係）